

保険医療機関における書面掲示事項

当院では、厚生労働省の定める保険医療機関の書面掲示事項についてウェブサイト上でも掲載しております。

- ①コンタクト検査料 1
- ②電子的診療情報連携体制整備加算 2
- ③地域支援・外来医薬品供給対応体制加算
- ④外来・在宅ベースアップ評価料
- ⑤保険外負担に関する事項
- ⑥長期収載品の選定療養について
- ⑦電子処方箋について

①コンタクト検査料 1

コンタクトレンズ装用のために受診の方の診療（眼科学的検査）に係る費用は次のとおりです。

基本診療料		特掲診療料	
初診料	291 点	コンタクトレンズ検査料 1	200 点
再診料	76 点		
電子的診療情報連携体制整備加算		外来/在宅ベースアップ評価料(I)	
初診 4 点,再診 2 点		初診 23 点,再診 6 点	
外来・在宅物価対応料	2 点		

コンタクトレンズ装用のために受診の方であっても、診療内容等により、異なった診療費用を算定する場合があります。
コンタクトレンズ装用のために受診の場合、当院で過去 5 年以内にコンタクトレンズ検査料を算定されたことのある方の基本診療料は再診料を算定いたします。

診療医師名：所 敏宏
眼科診療経験：平成 8 年から眼科診療開始

②電子的診療情報連携体制整備加算 2

当院はオンライン資格確認を行う体制を有しており、患者さまの受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用するなど医療 DX にかかる取り組みを実施することで、質の高い医療を提供できるよう取り組んでおります。なお、窓口負担額のない患者さまにも明細書を無料で発行いたします。

③地域支援・外来医薬品供給対応体制加算

当院（院内処方）では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用に積極的に取り組んでおります。また、医薬品の安定供給に向けた在庫管理・供給不足時の代替薬の検討・地域医療機関との連携・医薬品の安全な使用に関する説明相談対応などに取り組んでいます。

ただし、医薬品の供給状況によっては、お渡しするお薬を変更する可能性があります。

④外来・在宅ベースアップ評価料

当院では、医療現場で働く職員の処遇改善を目的として、厚生労働省の定める施設基準に基づき、外来・在宅ベースアップ評価料を算定しています。

本評価料は、医療従事者の賃金改善を通じて、質の高い医療を継続的に提供する体制を確保するためのものです。

患者様にはご理解のほど、よろしくお願いいたします。

⑤保険外負担に関する事項

各種証明書・一般診断書 3,000 円

特殊診断書・保険に関する診断書 5,000 円

⑥長期収載品の選定療養について

後発医薬品がある先発医薬品（いわゆる長期収載品）について、患者様のご希望により先発医薬品を選択される場合、選定療養として特別の料金が発生する場合があります。

医療上の必要性があると医師が判断した場合や、後発医薬品の提供が困難な場合などは、選定療養の対象外となることがあります。

⑦電子処方箋について

当院は、電子処方箋に対応した医療機関です。

電子処方箋により、患者様の同意のもと、複数の医療機関・薬局間で処方情報や調剤情報を確認できるようになり、重複投薬や飲み合わせの確認など、より安全な医療の提供につながります。